

第三次三条市安全・安心なまちづくり推進計画(素案)の概要

1 計画の根拠

三条市安全・安心なまちづくり条例第9条に規定する推進計画

【参考】三条市安全・安心なまちづくり条例(抄)(平成25年3月26日)

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三条市安全・安心なまちづくり推進計画を策定するものとする。

2 計画の概要

(1) 策定時期 令和5年3月中

(2) 策定方法

市が三条市安全・安心なまちづくり推進協議会に意見を聴いた上で策定

(3) 計画期間 令和5年度～9年度(5年間ごとに改定)

(4) 基本方向

市民が安全に安心して暮らすことができる三条市を実現するため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3つの基本的方向による防犯を推進するための各種事業に、市民、事業者等、行政、警察が連携・協力して取り組む。

(5) 重点目標

ア 刑法犯認知件数

現 状	目 標
令和4年 309件	令和9年 247件

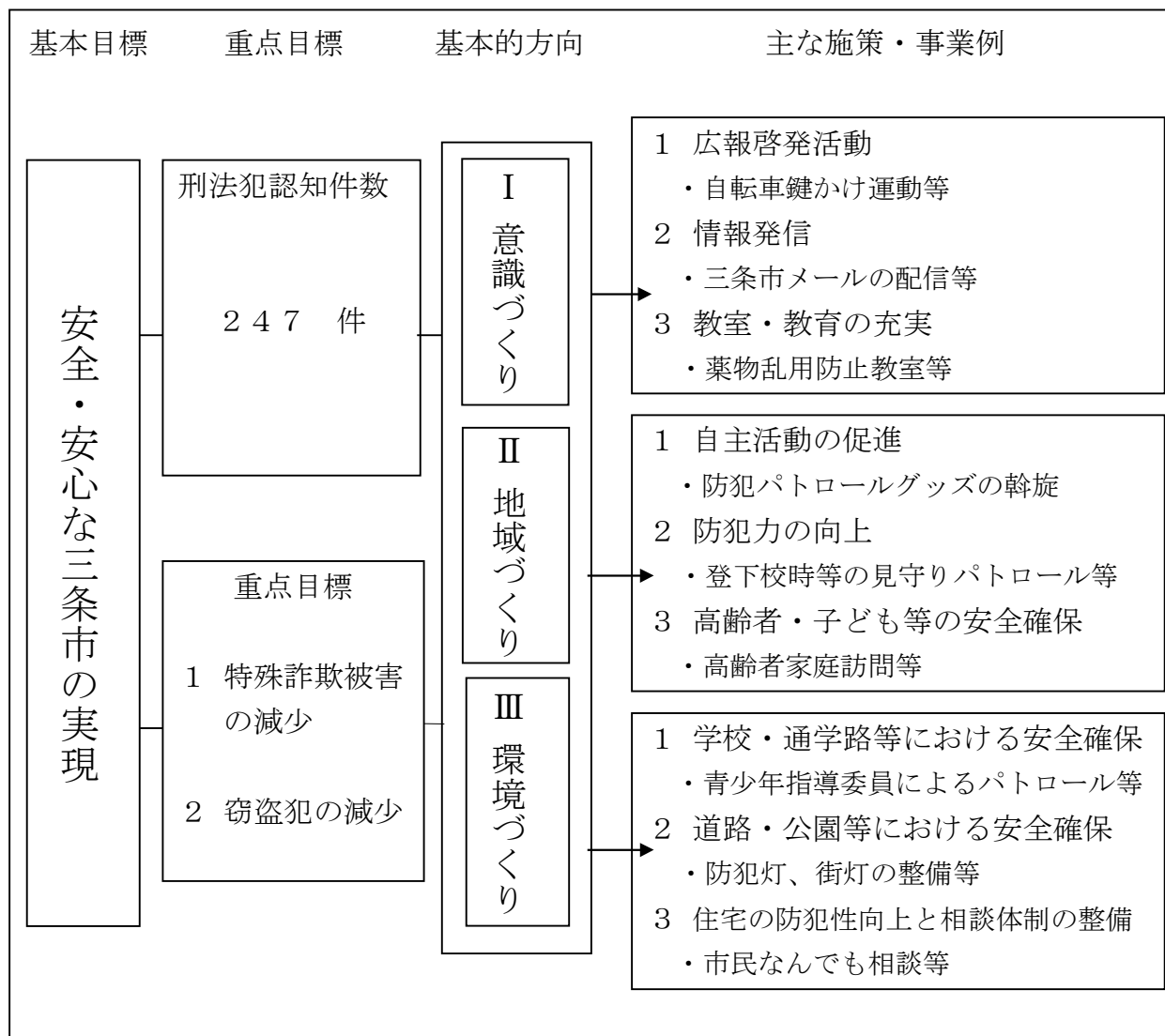
イ 重要課題の目標

項 目	現 状	目 標
① 特殊詐欺被害	令和4年 件数14件 金額 1,957万円	毎年、前年より減少させる。
② 窃盗犯	令和4年 184件	毎年、前年より減少させる。

(6) 施策の体系

基本目標の達成のため、3つの基本的方向を掲げ、次のとおり施策の体系として整理し、個別具体の取組内容を定めて推進する。(前回までと同様)

体系イメージ



3 現計画からの変更点

(1) 刑法犯認知件数の目標設定基準について

過去10年間で大幅な減少（753件→309件、41%減）が見られ、今後、減少率が鈍化されることも想定されるため、第2次計画の30%減から第1次計画の20%減に変更する。

(2) 犯罪被害者支援に関する施策の追加

令和4年9月に三条市犯罪被害者等支援条例が制定されたことを受け、新たに犯罪被害者支援に関する項目を設け、周知に関する事業を追加し、相談体制の整備事業に内容を追加する。

(3) 防犯カメラ設置に関する施策を変更

令和4年度から、市が通学路等への防犯カメラ設置を始めたことから、防犯カメラ設置等に関する支援事の記載内容を変更する。

(4) 特殊詐欺被害防止に関する施策を変更

近年、特殊詐欺被害が増加傾向にあるため、その被害防止について周知を強化することが重要であることから、これまで特定の日に行うこととしていた周知活動をより広く行うよう記載を変更する。

(5) 具体的な事業における変更

ア 新規で行う事業

・ I-1-⑤ 犯罪被害者等支援情報等の周知

理由 犯罪被害者等の支援や理解を広く市民に伝え、皆で支える地域社会づくりを進めていく必要があるため

イ 廃止事業

・ I-2-③ 防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送

理由 防犯無線の活用は緊急時に限っており、その実績が少ない（令和3年度1件、令和4年度1件）ことから、指標として適さないため、項目として記載しない。（取組自体をやめるわけではないため、別途 I-2-① 三条市メール（防犯情報）の配信へ追加する。）

ウ 名称を変更する事業

項目	変更前	変更後	変更理由
I-1-③	「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」の実施	特殊詐欺被害防止に係る周知	被害防止に努めた個人等に感謝状を贈呈することにより広く周知を行うため
II-1-④	防犯カメラの設置等に関する支援	防犯カメラの設置等	市自ら防犯カメラを設置するため